

千代田区学童クラブ入会決定基準表（規則第6条第4号関係）

- (1) 入会児童の決定については、区内に居住している児童を第1順位として優先をする。
- (2) 保護者の就労状況については、父と母の指数の合計を適用する。
- (3) 保護者の就労状況については、一人2項目以上に該当する場合はそれらのうち指数が最高の項目を適用する。
- (4) 同順位内の選考については、以下の基準表に基づき指数を算定し、その高い順に決定をする。なお、合計指数が同じ場合には以下の優先順位及び家庭状況を考慮して決定をする。
- (5) 項目1～5までで比較しても指数が同一の場合は、抽選とする。

1. 入会順位

児童の居住状況	順 位	期 間
千代田区内に居住している児童（区内に住民登録をしている者）	第1順位	左記の居住状況に 該当しなくなるまで
千代田区内の区立小学校に在学する区外に居住する児童	第2順位	

2. 保護者の就労状況

	保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保育にあたれない場合）			指数	期 間	
1	居宅外 労働・ 就学・ 技術習得 *居宅外 自営を 含む	週5日以上 の就労	1日8時間以上	10	保育の実施 基準に該当 しなくなる まで	
			1日6時間以上	9		
			1日6時間未満	8		
		週3日以上 の就労	1日8時間以上	9		
			1日6時間以上	8		
			1日6時間未満	7		
		週3日未満 の就労	1日8時間以上	4		
			1日6時間以上	3		
			1日6時間未満	2		
			2	週5日以上 の就労		1日8時間以上
1日6時間以上	9					
1日6時間未満	8					
週3日以上 の就労	1日8時間以上	9				
	1日6時間以上	8				
	1日6時間未満	7				
週3日未満 の就労	1日8時間以上	4				
	1日6時間以上	3				
	1日6時間未満	2				
3	不存在	離婚（離婚調停中を含む）・死亡・行方不明・拘禁・未婚・別居・ 長期単身赴任		10		
4	疾病 負傷 心身障害	疾病 負傷	長期入院	(1)1ヶ月以上	10	保育の実施 基準に該当 しなくなる まで
			居宅内	(2)精神性・感染性	10	
		(3)常時臥床		10		
		(4)安静（概ね日中4時間以上就床）		8		
		(5)一般療養		6		
		心身障害	(6)身体障害者手帳1・2級、 愛の手帳1・2・3度 精神障害者保健福祉手帳1・2・3級	10		
			(7)身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	8		
			(8)身体障害者手帳4級	6		

5	看護 介護	入院・通院等付添	(1) 月 20 日以上かつ昼間 4 時間以上の 付き添いを常態	1 0	保育の実施 基準に該当 しなくなる まで
			(2) 月 20 日未満で週 3 日以上かつ 昼間 4 時間以上の付添を常態	8	
		自宅看護・介護	(3) 重度障害児・者、常時病臥、精神性疾患等 で常時看護・介護を常態	9	
			(4) 上記以外の自宅看護・介護を常態	7	
6	災害	(1) 災害等による家屋の損失、その他災害復旧 のため保育にあたれない場合		1 0	復旧期間
7	求職	就労のため、求職中（3 か月を限度とする）		5	3 か月以内
8	特例	児童相談所長及び千代田区児童・家庭支援セ ンター所長から保育の実施が必要である旨の 報告を受けた場合			保育の実施基 準に該当しな くなるまで
		前各号に掲げるものの他、明らかに保育に 欠けると認められる場合			

*就学とは、学校教育法（自立助長のための日本語学校の修学を含む）に定める学校に通学している状況をいう。

*就労時間は、休憩時間を含む勤務時間に、勤務地から学童クラブ所までの所要時間を加えたものとする。但し、残業時間は含まないものとする。

3. 児童の状況

			指数	備 考
	児童の状況	小学校 1 学年在学	10	
		小学校 2 学年在学	8	
		小学校 3 学年在学	6	
		小学校 4 学年在学	4	
		小学校 5 学年在学	2	
		小学校 6 学年在学	1	

4. 調整指数

	児童を取り巻く環境等特殊な事情	調整指数	備 考
1	ひとり親世帯（長期単身赴任を含む）	+ 2	世帯に加算
2	両親が不存在の世帯	+ 2	世帯に加算
3	生活保護受給世帯	+ 2	世帯に加算
4	両親のうち終業時間の早い方の基本の就労時間が 17:00 以降にかかる場合	+ 2	世帯に加算
5	身体障害者手帳又は愛の手帳を保有する児童	+ 6	児童に加算
6	上記 5 に該当しない児童で医師による心身に障害の診断をされた児童	+ 5	児童に加算

5. 同一指数の場合の優先順位

1	学年が低い児童を優先する。
2	心身に障害があり、身辺自立ができていない児童を優先する。
3	両親が不存在の世帯・ひとり親世帯（長期単身赴任を含む）を優先する。
4	保護者の勤務日数が多い児童を優先する。（両親のうち勤務日数の少ない方で比較する）
5	17:00 以降の保育を必要とする児童を優先する。
6	前年度の出席日数が多い児童を優先する。
7	就学前の子どもがいる世帯を優先する。
8	小学生以下の子どもの人数が多い世帯を優先する。
9	保護者が疾病・心身障害のある世帯を優先する。